

輝き通信

平成22年4月30日
京都市立北総合支援学校
校長 奥田 信一
【担当：副教頭 武富 博文】

個別の包括支援プラン等の配付について

京都市の総合支援学校では、児童生徒一人一人に「生きる力」を育み、生涯にわたる本人及び保護者への支援を目的として、個別の包括支援プランを作成しています。

個別の包括支援プランには、「現在の姿」や「三者（本人・保護者・指導者や社会）の願い」「長期目標（3年後の目標）」「短期目標（数ヶ月～1年の目標）」「指導場面や計画」等を記入します。作成は「三者の願い」に基づいて行われます。その中心となるのは「本人の願い」です。どんなことに興味・関心を持っているのか、それは実現されているのか、あるいは、障害に基づく困難とは具体的にどんなことなのか等、一人一人の実態を的確に把握し、本人の願いの実現（なりたい自分になること）を目指すことから考えます。



中心となって作成するのは、教育機関である学校ですが、本市では、子どもの現在の姿を把握し、めざす姿を確認し、その姿の実現に向かう指導及び支援のプログラム作りの過程や指導後の評価に、本人、保護者及び関係者（教育・医療・療育・福祉・労働等の関係者）等が参画していくことを目指しています。本人、保護者、子どもにかかわる複数の指導者や関係者が、それぞれ持っている情報を交換しあう中で、情報の分析やこれまでの成果と今後の課題について検討を行い作成します。その機能を果たす場として「ケース会議」を設定しています。また、前期・後期にそれぞれ「個別懇談会」も設定しています。それらの場で意見を出し合い、その都度、個別の包括支援プランを見直し、必要に応じて更新していきます。

一方で、個別の包括支援プランは、次年度の学年への引継や実習等への引継のツールにもなります。学校外の関係機関等への持ち出しの際は、必ず事前に保護者に了解を得ること等、個人情報としての慎重な取り扱いに心がけ、共通理解のツールとしても活用していきたいと考えています。

5月中旬から下旬にかけて、昨年度からの引継ぎ事項と家庭訪問等での話し合いをもとに作成した今年度のプランを以下の日程で配付します。内容を**確認し、封筒と個別の包括支援プランのみ、担任までご返却ください。**

< 個別の包括支援プラン等の配布対象及び配布物について >

5月17日（月）・・・小学部2～6年生，中学部2～3年生，高等部2～3年生

< 個別の包括支援プラン，前期個別履修カリキュラム表，前期ユニット内容表 >

5月24日（月）・・・小学部1年，中学部1年生，高等部1年生，新年度転入生

< 個別の包括支援プラン，前期個別履修カリキュラム表，前期ユニット内容表 >

個別の包括支援プラン，履修カリキュラム，評価に関する書類は，封筒に入れて配付します。受け取られた後は，封筒に確認印を押してください。個別の包括支援プランは，学校での様々な学習等で活用しますので，確認後封筒に入れて，一週間以内に担任までご返却ください。

ケース会議等の予定について

個別の包括支援プランの作成から評価及び更新に至るまでの話し合いの場として、下記の日程でケース会議等を計画・実施いたします。指導を展開していく中で、子どもの願いや育ちの変化に応じて、必要があれば適切な加除修正を行い、常に子ども自身にとって適切な指導が展開できるよう工夫していきます。お子様の目標や学習内容の設定にご参画の程、よろしく申し上げます。

< 個別の包括支援プランをもとに保護者と話し合う定例の会議等について >

【前期】

- 4月19日～4月23日 ... 家庭訪問（本校のみ）ご協力ありがとうございました。
- 5月24日～5月31日 ... 高等部3年前期進路相談
- 6月29日～7月14日 ... 個別懇談会<学習の様子について>（保護者と担任で話し合い）
高等部2年進路相談
- 9月14日～10月8日 ... 前期ケース会議<前期評価と後期目標・学習内容について>
（本人・保護者・担任・主任等関係の指導者が参加します。但し、
本人は話し合いの内容や実態にあわせて参加します。）
高等部1年進路相談

【後期】

- 12月2日～12月9日 ... 高等部3年後期進路相談（予定）
- 11月29日～12月10日 ... 個別懇談会<学習の様子について>（保護者と担任で話し合い）
- 2月14日～2月25日 ... 高等部3年学年末ケース会議<後期評価について>
- 2月21日～3月2日 ... 小学部6年，中学部3年学年末ケース会議
<後期評価と次年度の目標や学習内容について>
（本人・保護者・担任・主任等関係の指導者が参加します。但し、
本人は話し合いの内容や実態にあわせて参加します。）
- 3月1日～3月16日 ... 小学部1～5年，中学部1～2年，高等部1～2年
学年末ケース会議
<後期評価と次年度の目標や学習内容について>
（本人・保護者・担任・主任等関係の指導者が参加します。但し、
本人は話し合いの内容や実態にあわせて参加します。）

5月は憲法月間です

5月3日（日）は「憲法記念日」です。「日本国憲法」は昭和21年11月3日に交付され、翌年の5月3日に施行されました。国においては、5月1日から一週間を憲法週間と位置づけています。京都市では5月を「憲法月間」とし、ひとり一人が尊重される社会の実現を目指して、あたたかい心が通うまちづくりを進めていく契機としています。

本校においても、人権に関する学習やポスターの掲示等で、人権の大切さを呼びかけていきます。